

求められる協力体制

司会：最近日本の NGO というのは大変注目されるようになりました。海外で活動している NGO、およそ 300 と言われていますが、特に活動の場所はアジアが多くて、嘗てはカンボジア、タイ、ベトナム等が非常に多かったのですが、最近ではネパール、ミャンマー、ラオス等に活動の場を移して来て、いろんな実績を上げている NGO が多くなっています。また NGO というのは以前は福祉サービス活動が中心でしたが、最近の日本の NGO の活動は持続的な自立を促すような、非常に広範囲で、しかも深い活動に移行しているのが現状です。活動の分野も保健医療から教育、更に環境保全と、幅を広げています。そういう中で、3月19日に NPO 法が成立しました。これは優遇税制の問題とか、担当官庁がどう動かしていくか、まだ不透明な部分もありますが、少なくともボランティア団体に法人格を与えて活動が法的に保障されるという面で、一歩前進と受け止めてもいいのではないかと思います。この NPO 法が今後の日本の NGO/NPO 活動にどのような影響を及ぼして来るのでしょうか。

菅波 茂：阪神大震災で盛り上がったボランティア NGO を国づくりに役立てようということで、NPO 法が成立したわけですが、阪神大震災後、ボランティアについて『売名行為』と称することが

無くなりました。本来日本はボランティアの無い国ではなくて、むしろ団体ボランティアとしては非常にボランティア先進国であり、町内会とか地域のために、皆さん汗を流していました。地域ぐるみ、組織ぐるみというのが日本のボランティア形式であり、個人で動くということは少なく、ともすれば売名行為と後ろ指を指されたりしたのですが、阪神大震災後は個人ボランティアも当たり前となり、市民権を得たと言えるでしょう。

NPO 法ができることによって、各団体が正式に登録されます。そうするとどの団体がどんなことをしているかが分かるようになります。従って個人ボランティアをしたい方が、どこで、どんなボランティアができるかを選択でき、非常に簡単にボランティア活動ができるようになったことが国内における大きな成果です。また国外的には、どこの国に私たちが緊急人道援助で行っても、登録されていない任意団体の場合は海外では信用がありません。なかなか仕事をさせてくれないという事実があるのです。今後、日本の団体が海外に出て行く時に、NPO に登録されていますと、非常に海外で信用され、仕事がしやすくなると思われます。

浅野ジュン：福祉とか、地域づくりをやっていく中では、今、NPO 法が通ったということで、法人格を持って何がメリットかというのと、

例えば事務所を構える時でも、代表が法人格を取っていると、それなりの信頼性とか、信用度が増すわけで、構え安くはなりますが、特に税制面で優遇があるわけではなく、結果的には自立してやらなくてはならない。NPO 法が通ると、即、企業が献金してくれるとか、行政から仕事がかるとか割と安易に考えがちですが、なかなかそのへんは難しく、自分たちでかなり自立してやっていかなければなりません。新聞等で NPO 法成立という取り上げられていますが、当事者であるボランティアの人たちとか、福祉をする人たちが、民間主導型の地域づくりなり、NGO 主導型の支援活動なり、行政になんでも頼るのではなくて、自分たちなりの活動を行っていかうという心根がないと、どうも NPO 法が通ったからと喜んでばかりはられないと思っています。問題はたくさんあると思っています。

司会：NGO というのは国際協力活動を行う中においてフットワークの良さとか、活動は非常に草の根レベルであり、相手国のニーズをいち早く把握して、的確な支援ができるなどたくさんのメリットを持っています。しかしながら最大の弱点は、資金的な問題です。また、どちらかというとならぬ我独尊型で、自分たちの団体だけの殻に閉じこもりがちです。JANAN というのはこうした NGO の弱点を打破



するために作られたわけでした、協力体制の中ですこしでも弱点が補われればと思っています。

他にどんな弱点があり、またどのように克服していけばよいと考えられているのでしょうか。

菅波：私たちはザンビアの首都ルサカの低所得者の健康問題に関するプロジェクトを行っています。現地の人々と色々話し合っている中で、いわゆる健康問題に関する知識教育だけでは不足で、貧困問題をその健康の中に取り入れてくれないと意味がないといわれました。そうするとAMDAは医療の専門家ですが、貧困に対する方法論を持っていないわけで、これは一つの大きな弱点と言えます。そこでその弱点をカバーするために、貧困問題のグローバルスタンダードであるマイクロクレジットの制度を取り入れたのです。この小規模融資制度を開発したバングラデシュのNGOと組み、ザンビアに招きました。しかしバングラデシュのNGOも、ザンビアの生活習慣が分からないため、現地スタッフによるAMDAザンビアというAMDAの支部を作り、AMDAジャパンとバングラデシュのNGOとAMDAザンビアの連携で、貧困対策をどうするか、健康教育と貧困問題をどう展開して行くかを検討しました。こうした連携のかたちで一つのプロジェクトを作り、それをODAの中に入れて、ODAの資

金で現在進行中という、NGOの弱点克服の例があります。

浅野：私たち中国地域づくり交流会はNPOではありません。今後もそうなるかどうかは決めていません。今は任意団体で、ある時期がきて環境が整えば、NPOに変わり法人格を持つこともあるかもしれません。ただ、後ろに交流会というのが株式会社を持っています。これは珍しいことだと思いますが、中国地域づくり交流会という任意団体を支えるために株式会社を持っているのです。8年間の活動の中で、いろいろと実験を重ねてきましたから、現時点ではこのままでやっていこうと思っています。

中国地域づくり交流会は700人の方がいて、年間3千円の会費ですから年間200万足らずのお金しか集まりません。ただ、株式会社を持っています。町づくりのために交流会を支えましょうということで呼び掛けて、一口5万円が、約160人くらい集まり、1600万円くらいの株式会社を作りました。但し、町づくりに夢を掛けましょうということで、配当金は無しです。株式会社があるからある程度の信用ができたのですが、これも事業をする上で、「あなたたちはボランティアをやっているのに、後ろに株式

会社を持って、これは営利団体じゃないの」と8年前からずっと言われてきましたが、最近有り難い事に交流会も認知されてきたようです。市民参加の町づくりということで、市民を入れて考えていかなければならない時に、いろいろ施策提案等してきましたので、最近、行政、国土庁、経済企画庁の方から、協力のお話がしばしば来ます。こうしてプロジェクトができるもので、黒字にはなりませんけれども、交流会を維持していけるという段階にまではなっています。

唯我独尊型でやっている交流会の人たちはネットワークの中で夫々が独自に活動していますが、交流会を維持する意味でも、活動の内容(プロジェクト)を事務局に発信してもらい、その個々のプロジェクトをコーディネートして、行政と共同プロジェクトを作るなど、活動しやすく調整したりもしています。8年間で蓄積された情報は、人材の情報だけでも3000件あります。また自治体の情報も町の概要等含めてかなりストックしています。このようにいつでも協力体制がとれる土俵を整えているのです。